

情報コーナー

・定員のある催しもの等で特に指定のないものは先着順 ・催しもの等の参加時は飲み物と筆記用具持参で
 凡例 ①…問い合わせ先 ②…申し込み HP…ホームページ QRコード…ウェブ・メール

すとりと

対象は市内在住・在勤・在学者。
 問い合わせは各担当先へ。

6月の 納税 納付

- ▶市県民税(普通徴収) 第1期
 - ▶国民健康保険税(普通徴収) 第1期
 - ▶介護保険料(普通徴収) 第1期
- 6/30(水)までに市指定金融機関・コンビニ、スマートフォン決済で

日曜・夜間納税窓口 市役所第2庁舎
 ・納税課
 ・後期高齢者・
 重心医療室

日曜 9時～12時30分
 夜間 水(祝・祭を除く) 21時まで
 ※6月中は20時まで

愛犬の散歩時はリード・ふん袋・水と、マナーを忘れずに。



- 広報「そうか」掲載の催事は、感染防止策を講じて開催します。
- 公共施設を利用する時は、基本ルールと運営基準を守ってください。

基本ルール

【主催者】

- ・体調不良者の利用禁止
- ・利用人数の制限
- ・換気の徹底
- ・利用責任者が参加者を把握

【主催者と参加者】

- ・密閉、密集、密接を避ける
- ・マスクの着用
- ・こまめに手洗い
- ・うがい
- ・検温、健康チェックし、体調不良を感じたら外出しない

※状況により中止・延期となる場合があります。
 詳細は市HPまたは各担当課へ確認してください。

施設利用、事業・イベント、夜間窓口 6/30(水)午後8時まで 歌唱や会食を伴う活動等での施設利用を休止

詳細は各施設にお問い合わせください

まん延防止等重点措置期間延長と、市内での連日の感染確認を受け、6/30(水)まで公共施設の利用及び事業・イベント制限を以下のとおり行います。

■対応内容

- ・市などが主催する事業・イベント、水曜夜間窓口は午後8時まで。
 - ・公共施設、学校開放の利用は午後8時まで。
 - ・感染リスクの高い、次の用途での施設利用は不可。カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、入浴サービス、会食を伴う活動(バーベキュー含む)。
- ※引き続き「であいの森」「ふれあいの里」の浴場及びカラオケの利用、会食を伴う活動も休止。

詳細や最新情報は市HPで確認してください。

☎総合政策課 ☎922-0749 ☎927-4955

お知らせ

市民税・県民税の税額決定 通知書兼納税通知書を発送

令和3年度市民税・県民税の税額決定通知書兼納税通知書を6月中旬に発送します。

■通知書が届く人 昨年中に収入があり課税対象となる人。ただし、勤務先から市民税・県民税が給与天引きされる人は、すでに勤務先に通知しているため発送しません。

■通知書が届かない人 昨年中の収入が少なく非課税となる人。

なお、令和3年1/1現在市内在住で、昨年中に公的年金以外の収入があるが勤務先から給与支払報告書の提出がなく、令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告または令和3年度市民税・県民税申告をしていない人は、申告が必要ですので確認をお願いします(個人年金は公的年金以外の収入にあたりません)。また、収入がない場合でも、行政サービスの利用などのために市民税・県民税申告が必要な場合があります。☎市民税課 ☎922-1042 ☎920-1502

国民健康保険税 納税通知書を発送

令和3年度の国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に発送します。

なお、保険税を納める義務は世帯主にあり、世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯の中に

加入者がいれば納税通知書は世帯主宛てに送付されます。☎保険年金課 ☎922-1592 ☎922-3178

水道メーターの取り替え 通知後に無償作業します

作業期間は6～12月。水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため、計量法によって8年に1回取り替えることが義務付けられています。そのため、令和3年度取り替え対象となる水道メーターの取り替え作業を行います。対象となる地域には上下水道部から通知後、身分証明書を携帯した指定の工事業者が取り替えに伺います。給水装置に異常が見つかった場合の修理費用は有償です。メーターの周囲に障害物があると作業に支障が出る場合がありますので、事前に移動するなどの協力をお願いします。☎水道営業課 ☎927-2220 ☎927-1561

児童手当・特例給付現況届 提出は6月中旬

現況届は毎年6/1現在、受給者(保護者)が児童を監護しているか(面倒を見ているか)、所得制限限度額を超えていないかを確認するためのものです。

対象者には5月末に現況届を送付しましたので、必要書類を揃えて6月中に返送してください。現況届の提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当は支給されません。早めの手続きをお願いします。

■現況届に必要な書類

- ①住民票上、児童が受給者と別居して

いる場合…監護・生計同一関係申立書

②児童が実子でない場合…監護・生計維持関係申立書

詳細は同封の案内を確認してください。☎子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

小児慢性特定疾病医療費 支給継続申請の受付開始

小児慢性特定疾病の受給者証を持ち、引き続き治療が必要な20歳未満の人対象。☎6/14(水)～7/30(金)(土・日・祭を除く)に申請書、指定医が作成する医療意見書、健康保険証の写し、課税(非課税)証明書(税額・所得金額が記載されたもの)などを草加保健所へ郵送。☎925-1551 ☎925-1554

令和4年保育園等入園予定児 保護者のための すくすく子育て説明会

■内容

- ①全体説明(約1時間) 市の保育の特徴・保育園と幼稚園の違い、保育料、保育時間などの説明
 - ②個別相談(全体説明終了後、希望者のみ) 手続きの説明・子育て相談
- ※8/24(水)のみ、私立保育所・幼稚園のブース開設あり。各園職員から説明を聞くことができます。

日程	会場	予約
6/24(水)	高砂コミセン	要
7/16(金)	中央公民館	要
8/24(水)	草加市文化会館	不要
9/22(水)	勤労福祉会館	要

<午前の部> 10時～12時30分

<午後の部> 14時～16時30分

定員各40人(8/24(水)は定員なし)。
 ・入場は保護者1人(乳幼児の同伴可)
 ・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、保育は実施しません。

■予約方法

6/7(日)から事前予約フォーム(QRコード)で。市HPからも可。



☎保育課 ☎922-1491 ☎922-3274

児童発達支援センターあおば学園 見学受け付け

令和4年4月入園希望者(令和4年4/1現在3歳以上)と令和3年度中の入園希望者(同3年4/1現在3歳以上)の個別見学を受け付けています。日時は申し込み後に決定します。☎あおば学園へ。☎☎936-4972

～あおば学園とは～

心身の発達に支援が必要な3歳児以上の未就学児の療育・支援等を行い、学校教育の基礎となる心と身体を保護者とともに育てていく施設です。

子宮頸がん・乳がん検診の 無料クーポン券送付

がんの早期発見のため、検診の受診を推進しています。対象者に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を送付しました。検診日時と受診方法等は同封の通知で確認してください。

●子宮頸がん検診 20歳(平成12年4/2～同13年4/1生)対象

●乳がん検診 40歳(昭和55年4/2～同56年4/1生)対象

☎健康づくり課 ☎922-0200 ☎922-1516